

# 春日部市

## 市民参加と協働指針

---

---

平成25年3月  
春日部市

# 目 次

はじめに	-1-
<b>I 指針策定の目的</b>	-1-
1 指針策定の背景	-1-
2 指針策定の趣旨	-2-
3 指針の位置づけ	-2-
<b>II 市民参加の推進</b>	-3-
1 市民参加の考え方	-3-
(1) 市民参加の定義	-3-
(2) 市民参加の必要性	-3-
(3) 市民参加に期待される効果	-4-
(4) 市民参加の現状と課題	-4-
(5) 市民参加を進めるための方針	-6-
(6) 市民参加の推進に向けた取り組み	-6-
2 市民参加の対象事項	-7-
(1) 計画等	-7-
(2) 条例等	-7-
(3) 施設の設置	-7-
(4) 制度	-8-
(5) 対象事項であるかの判断	-9-
3 市民参加の手続	-11-
(1) 市民意見提出手続	-11-
(2) 審議会等手続	-11-
(3) 市民対話説明会手続	-11-
(4) 市民意見交換会手続	-11-
(5) 市民政策提案手続	-12-
<b>III 協働の推進</b>	-13-
1 協働の考え方	-13-
(1) 協働の定義	-13-
(2) 協働の必要性	-13-
(3) 協働に期待される効果	-14-
(4) 協働の現状と課題	-15-
(5) 協働を進めるための方針	-18-

( 6 ) 協働の推進に向けた取り組み	-19-
( 7 ) 協働を進めるための市民活動のあり方	-20-
2 協働事業の推進方法	-22-
( 1 ) 協働の基本原則	-22-
( 2 ) 協働の担い手	-22-
( 3 ) 協働の領域	-23-
( 4 ) 協働の形態	-24-
( 5 ) 協働に適した事業	-26-
( 6 ) 協働の主体の役割	-27-
( 7 ) 協働事業の進め方	-28-

# はじめに

---

春日部市は、豊かな自然と産業に恵まれ、歴史ある文化を継承し、多くの人の力により発展してきました。ふるさと春日部に愛着と誇りを持ち、子どもたちの健やかな成長を願い、市民生活の豊かな未来のために、春日部市を快適で魅力ある都市として、次の世代に引き継がなければなりません。そのために、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、人と人とのつながりを大切にしながら、新しい自治の在り方を創造していくことが求められています。

地域社会は、自治会等の地域コミュニティや地域課題に取り組むボランティア団体等のテーマコミュニティなど、様々な担い手となる市民なくしては成り立ちません。

この指針は、地域を支える市民と市の機関とが、同じ方向に向かって進むことができるよう方向性を示し、さらに快適なまちづくりをするためのものです。

行政活動に市民が参加する「市民参加」の体制と、市民と市の機関が協力して行動する「協働」関係について定め、市民参加と協働を推進することで、共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを推進し、住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちを築き、次の世代に引き継いでいくことを目指します。

## I 指針策定の目的

---

### 1 指針策定の背景

急速な経済成長により、生活をする上での様々な分野において一人ひとりの選択の幅が広がり、ライフスタイルが多様化してきました。公共サービスに対しても、様々な要望が寄せられるようになっています。

一方、モノの豊かさだけではなく心の豊かさを大切にしたいという価値観を持つ人々も増えています。従来から地域を支えてきた自治会や様々なコミュニティ活動に加えて、家族や地域とのつながりを大切にし、自然や文化に親しみながら誰かの役に立ちたい、公共サービスに自らの知識や経験を生かしたい、様々な社会問題を行政活動に頼らずに自ら解決したいという気持ちから行われる市民の手による活動が、多方面で増加しています。

このような公共サービスの受け手側と公共サービスの担い手側の変化に加え、今まで日本の企業活動を支えてきた世代が地域に帰ってきている現状があります。また、物心ついた頃からNPOという言葉を知っている世代が社会に出て、就職先としてNPOを選ぶという時代がすでに始まっています。この世代は、それぞれ多様な知識や能力をもつ人材として、地域の課題を解決するための新しい力となっています。この流れは、情報伝達手段の発達も相まって、さらに加速していくものと考えられて

います。

※「N P O」は、「Non Profit Organization」の略称で、民間非営利組織のことです。公益的な利益の増進をはかることを目的として、組織的・継続的に活動する団体を指します。なお、非営利とは、無償で事業活動を行うことではなく、利益（剰余金）を団体の構成員に配分しないことを意味します。そのため、構成員に支払う給与等は利益の配分には当たらず、有償でのサービスの提供や金銭のやりとりを伴う事業の実施も可能となります。

## 2 指針策定の趣旨

平成 20 年 10 月に春日部市では、春日部市市民参加推進条例（以下「推進条例」という。）を施行しました。この条例は、総合振興計画の基本理念である市民主役、環境共生、自立都市のうち、市民主役を明確にするため、市民も市の機関も「まちづくりの主役は市民」であるとの認識を高め、それぞれの立場を理解し、尊重し、情報を分かち合い、参加できる仕組みを定めたものです。

また、平成 22 年 4 月には、春日部市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）を施行し、市民、議会及び執行機関が、暮らしやすいまちを築くため、市民自治の実現を目指すことを定めました。

そして、平成 23 年 11 月には、市民が主体的にまちづくりに関わる活動ができる拠点となる、「市民活動センター」がオープンしました。『春日部市市民参加と協働指針』（以下「指針」という。）は、市民活動を推進する環境が整備されたことに伴い、推進条例をより実効性の高いものとしていくため策定するものです。

この指針の策定により、今後も市民と市の機関がお互いを対等のパートナーとして認め、更なる暮らしやすい春日部市の実現に向けて、継続的な市民参加の体制と協働関係を築いていきます。

## 3 指針の位置づけ

指針は、推進条例第 5 条第 4 項及び、第 16 条に基づき策定するものです。市民参加の推進に関する基本的な方向性、行政活動の各過程における市民参加の基本事項や手続き方法をよりわかりやすく示していきます。加えて、協働のあり方や市民と市の機関とが協働して事業を行う際のルールなどを定めることにより、誰もが参加しやすい市民参加と協働の環境づくりを進めていきます。

なお、この指針は、今後市民参加と協働の実践を積む中で検証し、内容の見直しを行っていきます。

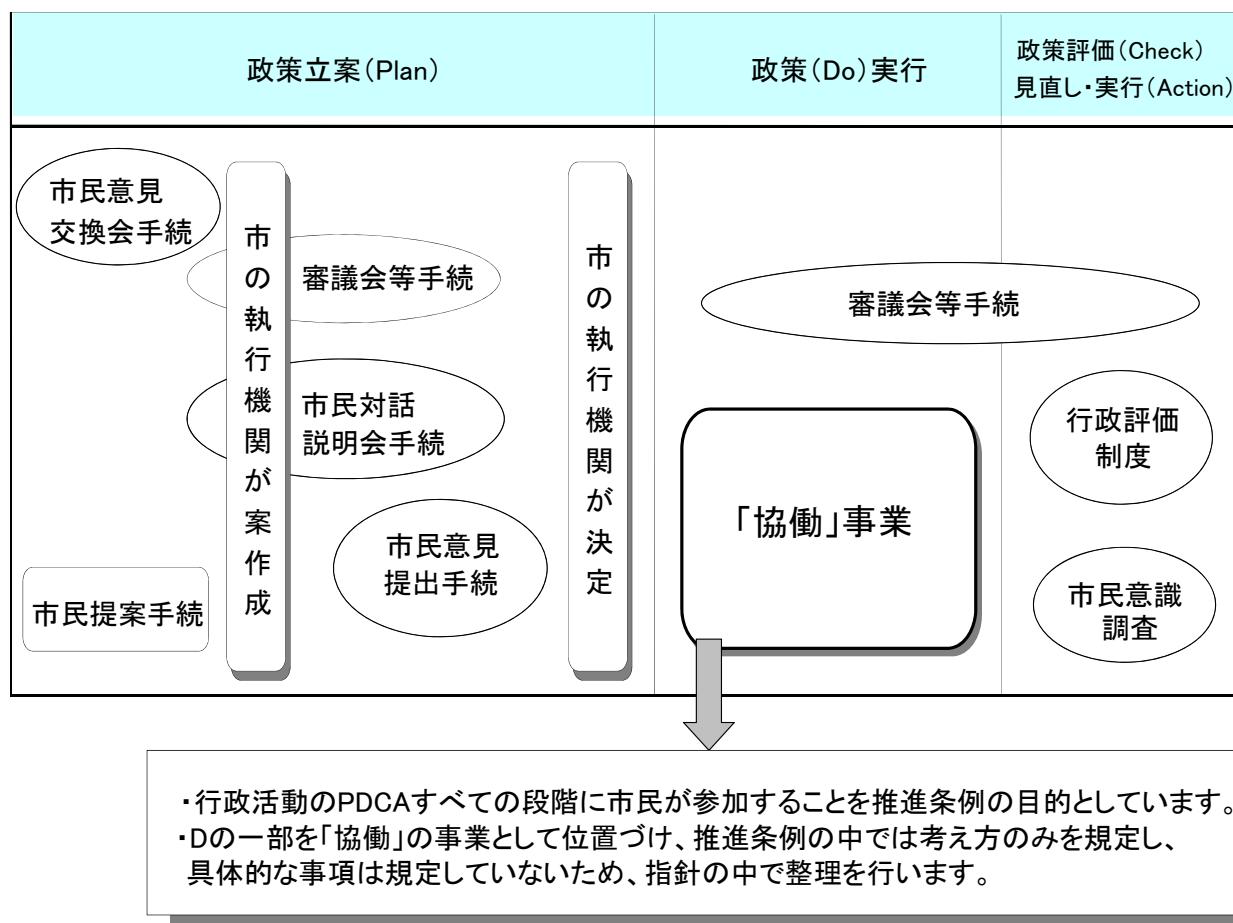
## II 市民参加の推進

### 1 市民参加の考え方

#### (1) 市民参加の定義

広く市民の意見を反映させて「暮らしやすい春日部市」をつくるため、市民がまちづくりの主体として、さまざまな形で行政活動に自主的に参加することをいいます。

政策立案の段階だけでなく、実行・評価・見直し・実行の段階にも積極的に市民の参加を図ります。



#### (2) 市民参加の必要性

地方分権が進む中においては「地域のことは地域が決定し責任をとる」という自己決定・自己責任による地方分権型の地域経営への変革が必要となります。そのためには財政力を強化するとともに、市民参加による行政運営や職員の政策形成能力の向上、行政だけではなく市民自らがまちづくりに参加するという意識変革を図り、計画・実施・評価・見直しのすべての段階において、まちづくりに主体的に参加することが求められます。

自治基本条例では、市民がまちづくりの主体として、市政に自主的かつ積極的に参

加するよう努めることを定めています。また、推進条例は、市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、市民参加のシステムの基本を確立し、「市民と行政との協働による新しいまちづくり」を推進することを目的としています。

### (3) 市民参加に期待される効果

#### ① 市民にとっての効果

- ・自らの多様な知識や経験を市政に反映することができます。
- ・市の課題に対応した市民サービスを、市政の計画等に取り入れることができます。

#### ② 市の機関にとっての効果

- ・地域の課題に対応する、きめ細かな市民ニーズにあったサービスを提供することができるになります。
- ・行政活動への関心が高まり、市民自治への意識の向上が図られます。
- ・市の機関以外の公共サービスの担い手を前提とした全体の計画を立てられるようになることで、補完性の原則に基づいた行政活動を行うことができるようになります。

### (4) 市民参加の現状と課題

#### ① 市民参加の現状

推進条例制定後から平成 23 年度までの市民意見提出手続（パブリックコメント）における意見提出件数及び審議会等における公募委員の応募状況は、次のとおりです。

年 度	市民意見提出手続での意見件数	公募委員の応募人数
平成 20 年度	意見件数 54 件／案件数 11 件	応募人数 9 人／公募した件数 2 件
平成 21 年度	意見件数 118 件／案件数 5 件	応募人数 49 人／公募した件数 18 件
平成 22 年度	意見件数 464 件／案件数 6 件	応募人数 38 人／公募した件数 8 件
平成 23 年度	意見件数 34 件／案件数 6 件	応募人数 60 人／公募した件数 19 件
合 計	意見件数 670 件／案件数 28 件	応募人数 156 人／公募した件数 35 件

※平成 20 年度は、10 月～3 月までの半年間の結果になります。

・市民意見提出手続において市民意見が多く寄せられた案件

平成 20 年度	第 2 期障害福祉計画（案）	意見件数 22 件
平成 21 年度	東中学校改築工事基本設計	意見件数 33 件
	自治基本条例（案）	意見件数 71 件
平成 22 年度	地域公共交通総合連携計画（案）	意見件数 197 件
	市立病院再整備計画 基本計画（案）	意見件数 141 件
平成 23 年度	第 5 期高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画（案）	意見件数 27 件

市民意見提出手続における意見件数は、案件により差がありますが、平成 23 年度までに 100 件を超えたのは、平成 22 年度の 2 件のみとなっています。一方、10 件に満たなかった案件は、合計 18 件となっています。

また、審議会等における公募委員の応募状況は、応募数が 10 人を超えた件数は、平成 23 年度までに 2 件のみとなっています。

その他、市民意見交換会手続 5 件、市民対話説明会手続 1 件、市民政策提案手続 1 件、その他の手続（アンケート）10 件を実施しています。

## ② 市民参加を推進するための課題

市民参加手続の状況では、市民意見提出手続は一部の案件には多くの意見が寄せられたものの、意見があまり寄せられなかった案件も多くあり、また、審議会等における公募委員の応募状況は、全体的に応募数が少ない結果となっています。このため、制度の周知等を含め、より多くの市民に参加してもらうようにすることが課題です。

市の機関においては、どの案件の場合に市民参加手続を行うべきか、判断が困難な場合が見られるため、わかりやすく方向性を示していく必要があります。

市内の市民活動団体及び自治会に向けて実施しました「市民参加と協働に関するアンケート調査」では、今後力を入れるべき市民参加手続として、市民意見交換会手続や市民対話説明会手続の方が、市民意見提出手続（パブリックコメント）より多い回答結果となりました。施策に応じ適切な手法を用いて市民参加手続を行うことが求められています。

## (5) 市民参加を進めるための方針

### ① 市民との情報共有の推進

市の機関は、市政に関する情報や市民活動に関する情報などを積極的に提供し、市民とまちづくりに関する情報を共有することで、市民参加と協働のまちづくりを進めています。

### ② 市民参加の環境整備

市の機関は、行政活動について市民に対して分かりやすく説明し、市民からの意見や提案を十分に考慮して、市の施策に反映していくことが求められます。そのため、市民参加手続を適切な時期に適切な手法を用いて行うなど、市民参加の多様な機会の提供に努めています。

また、市の計画等は市民を含む市全体のものだという意識を持ち、市民に参加してもらうということではなく、市民と市の機関が対等な立場で意見を出し合える環境整備に努めます。

## (6) 市民参加の推進に向けた取り組み

### ① 市民との情報共有の推進

#### ◆市の機関の取り組み

情報公開、個人情報保護に配慮した上で、可能な限り多くの情報を市民と共有するとともに、市の広報やホームページなどの情報提供手段を効果的に活用し、情報の提供に努めます。

#### ◆市民と市の機関の取り組み

市のホームページや民間企業などが提供する情報発信サービスなどの情報伝達手段を使い、互いの情報を共有するよう努めます。

### ② 市民参加の環境整備

#### ◆市の機関の取り組み

市民参加手続を実施する際は、専門用語の使用をなるべく避け、市民に理解していただけるようにわかりやすく説明します。また、審議会や市民意見交換会などの市民参加手続では、参加者が参加しやすいよう曜日や時間に配慮して行います。

#### ◆市民と市の機関の取り組み

市民参加手続の過程で、市民が自主的に集まって話し合う機会をつくり、まちづくりや市民参加について学ぶ機会を増やすなど、市民が積極的に参加できる場の提供と創出に努めます。

## 2 市民参加の対象事項

### (1) 計画等

市の基本構想その他市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更は、市民参加の対象事項です（条例第6条第1項第1号）。

市の基本構想を定める計画としては総合振興計画が対象となります。その他市の基本的な事項を定める計画としては、環境基本計画、男女共同参画基本計画、生涯学習推進計画、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、交通安全計画、地域防災計画などが対象となります。また、構想、指針、方針等の名称は問わず、計画と同様なものも含まれます。

### (2) 条例等

市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃は、市民参加の対象事項です（条例第6条第1項第2号）。

市の基本的な方針を定める条例としては、自治基本条例、環境基本条例、商工業振興基本条例、青少年健全育成推進条例、市民参加推進条例などが対象となります。

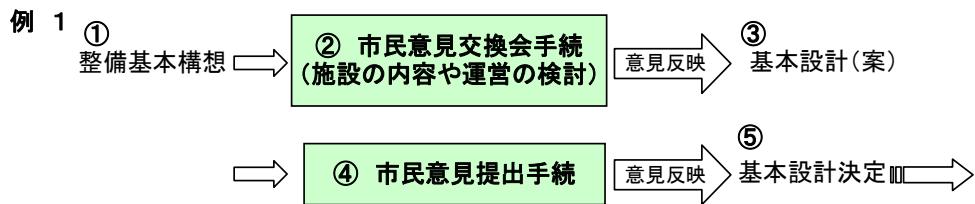
また、市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例としては廃棄物の処理及び再利用に関する条例、自転車放置防止条例、文化財保護条例、公共施設の暴力団等排除に関する条例、あき地の環境保全に関する条例などが対象となります。

### (3) 施設の設置

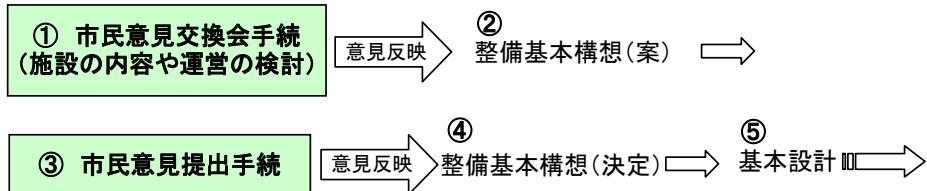
広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更は、市民参加の対象事項です（条例第6条第1項第3号）。

公民館、保育所、図書館、道路、公園などの新設や改修等についての基本構想・基本計画・基本設計等をいいます。公共施設の事業費の多寡により対象となるか否かの判断をするのではなく、あくまでその施設と市民との関わりを重視し判断します。

公共の用に供される施設の建設にあたっては、一般的に整備基本構想（基本計画）→基本設計→実施設計の手順を踏みます。市民参加手続については、基本構想あるいは基本設計の段階において実施することを原則としますが、個々の施設の性格に応じるものとします。



例 2

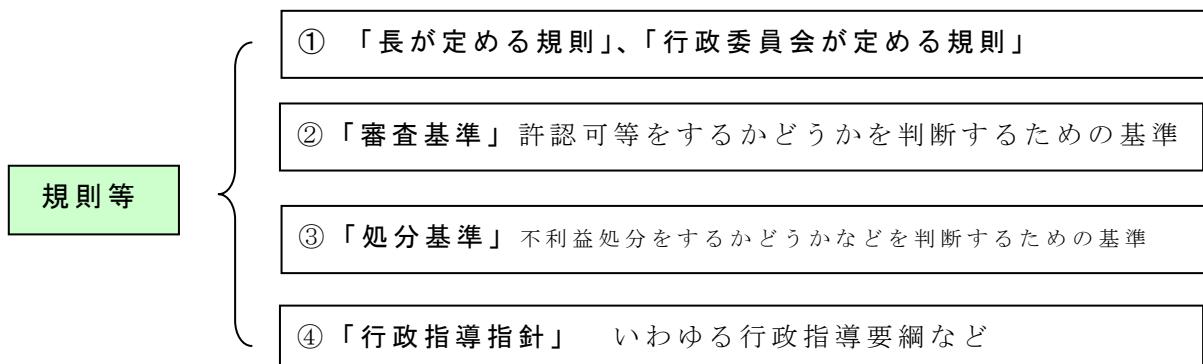


#### (4) 制度

市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃は、市民参加の対象事項です（条例第6条第1項第4号）。

小学校、中学校の通学区域、ごみの分別収集制度の変更などが該当します。

市の機関が定める「長の規則・行政委員会の規則・審査基準・処分基準・行政指導指針」など、規定の方法にかかわらず、対象となります。



#### (5) 対象事項であるかの判断

対象事項であるかどうかは、次の「1 対象事項」で判断します。これに1つでもチェックが入れば、対象事項となります。ただし、対象事項となったものでも、「2 該当性除外事由」に該当する部分は、市民参加手続を行わないことができます。

また、対象事項以外のものであっても、より良い手法を検討するアイデアを広く集めるため、市民参加手続を行うよう努めるものとします（推進条例第6条第4項）。

なお、市民意見提出手続は、市民が他の市民参加手続（対話説明会、意見交換会等）を利用できなくても、時間や場所にとらわれずに意見を提出する機会を、最低限1回は確保するためのもので、市民意見提出手続を必須で行うほか、必要に応じ、適當と認める他の市民参加手続をさらに行うものとします（推進条例第7条第2項）。

【対象事項チェックシート】

《基本項目》		
案 件 名	_____	
担 当 課	_____	
対象事項	確 認 項 目	チェック
	(1) 計画等 (推進条例第6条第1項第1号)	
	<p>ア 基本構想である。</p> <p>計画等の策定又は変更が対象になります。</p>	
	<p>イ 基本計画である。</p> <p>計画等の策定又は変更が対象になります。</p>	
	(2) 条例等 (推進条例第6条第1項第2号)	
	<p>ア 基本条例である。</p> <p>制定・改正・廃止に関わらず対象になります。</p>	
	<p>イ 義務を課し、若しくは権利を制限する条例である。</p> <p>許可、禁止、改善命令等に関わる条例が、対象となります。</p> <p>制定・改正・廃止に関わらず対象になります。</p>	
	<p>改正の場合は、許可等に関わる部分が改正となるときに対象となります。</p> <p>(ア)施設の設置に関する条例は、第3号に該当するか判断します。</p> <p>(イ)この号に該当しない条例は、さらに第4号に該当するか判断します。</p>	
	(3) 施設の設置 (推進条例第6条第1項第3号)	
	<p>広く市民の公共の用に供される施設である。</p> <p>計画等の策定又は変更が対象になります。</p>	
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度 (推進条例第6条第1項第4号)		
<p>条例、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針など、制定方式に関わらず対象になります。</p> <p>導入・改正・廃止に関わらず対象になります。</p> <p>(1)～(3)以外でも大きな影響を及ぼすものは、対象となるという趣旨です。</p>		

確 認 項 目		チェック
該 当 性 除 外 事 由	(1) 軽微なもの（推進条例第6条第2項第1号） <p>ア 条項ずれである。 計画や制度もこれに相当するものは軽微です。</p> <p>イ 引用変更、用語変更である。 計画や制度もこれに相当するものは軽微です。</p>	
	(2) 緊急に行わなければならないもの （推進条例第6条第2項第2号） <p>※この事由で除外したときは理由の公表が必要になります。</p> <p>ア 市民参加手続に時間を要することで効果を損なう。</p> <p>イ 現在、災害等が発生し継続中である。</p>	
	(3) 法令に定められた基準に基づいて行うもの （推進条例第6条第2項第3号） <p>ア 法令が、国においてすでに意見反映の手続がとられている（又は国においても対象外として手続を終えている）。</p> <p>イ 意見反映の方法が、法令により定められていて、それに従って手続を行う。</p>	
	(4) 市の機関の内部の事務処理に関するもの （推進条例第6条第2項第4号） <p>ア 会計事務などの市の機関の内部だけの事務処理に関することがある。</p> <p>イ 職員の人事などの市の機関の責任と意思で決定すべき事項である。</p>	
	(5) 市税、使用料などの賦課徴収等に関するもの （推進条例第6条第2項第5号） <p>ア 市税に関することがある。</p> <p>イ 使用料等において、当該制度等を維持するために必要な経費を賄うものとして、積算根拠がある率や額の部分である。</p>	

### 3 市民参加の手続

推進条例で規定する各手続を、対象事項を検討する過程において行います。

#### （1）市民意見提出手続

市民意見提出手続は、対象事項の案について、その趣旨、内容等基本的事項を広く公表し、市民からの意見の提出を受け、提出された意見に対し考え方を公表する手続をいいます。時間や場所にとらわれず、市政に意見を届けることができます。

#### （2）審議会等手続

市民の多様な意見を行政活動に反映させるため、審議会等の委員の選任や会議の公開について規定しています。

研究者や別の経験を持つ他の市民と一緒に、テーマについて十分な意見交換や検討を行うことができます。限られた人数になるため各委員には、公平な視点を持つことが求められます。

#### （3）市民対話説明会手続

市の機関が対象事項の案を説明して、市民と市の機関あるいは市民同士が自由に議論や意見交換を行う手続です。多様な意見を導き出す市民参加の方法として規定するものです。

他の多くの市民と一緒にになって意見交換をすることで、様々な立場から意見を出し合うことができます。

#### （4）市民意見交換会手続

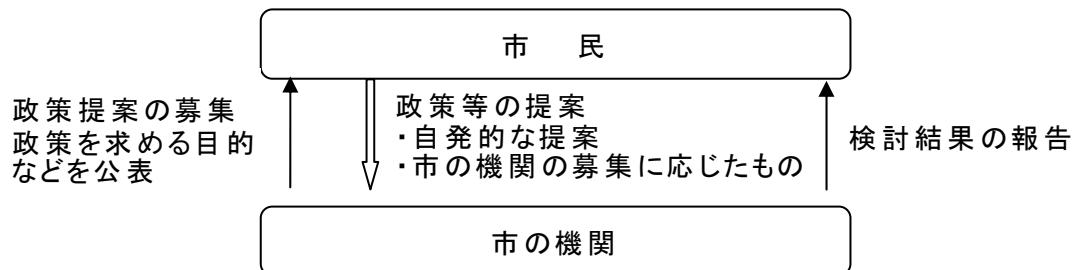
市民意見交換会は、一般的にはワークショップと呼ばれるもので、対象事項の案を作成する前に市民と市の機関あるいは市民同士が議論し、対象事項について意見を集約する手続です。

市民と市の機関及び市民同士が自由な議論や共同作業を通して、市民意見の方向性を導き出すことができます。

ただし、ワークショップの性格は、「自由討議」「公開性」を原則とした議論の場であり、「参加者の総意＝市民の総意」とは限らないため、ワークショップの成果をまとめて参加者以外の市民にも知ってもらう工夫も必要になります。

## ( 5 ) 市民政策提案手続

市民参加の対象事項の範囲内で市民が提案し、市の機関がその提案の内容を検討し、意思決定を行う市民政策提案手続について規定しています。この手続は、手続の案件を市の機関から市民に行う他の手続と違い、市民自らが政策について検討を行い、市の機関へ提案することができる制度になります。



### III 協働の推進

#### 1 協働の考え方

##### (1) 協働の定義

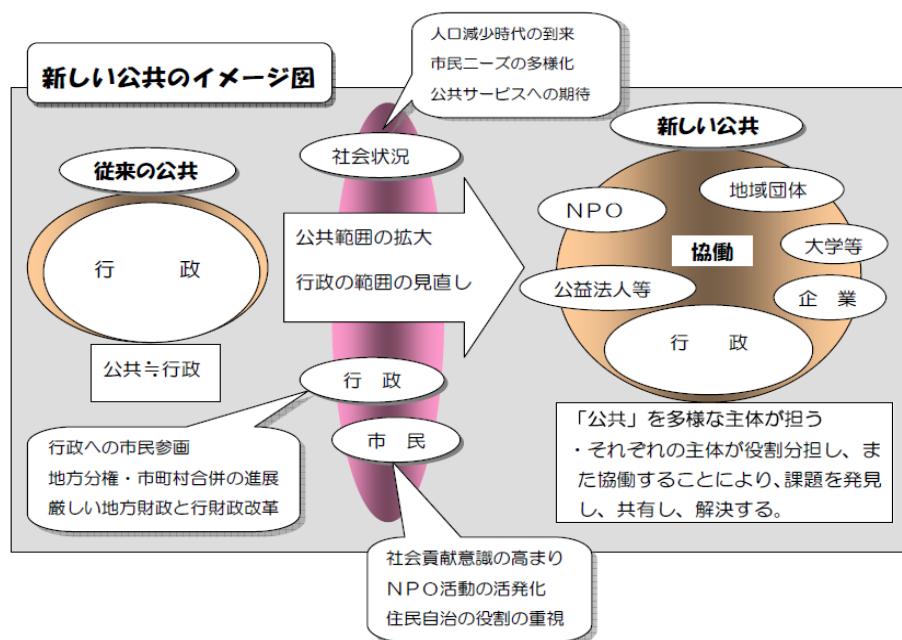
市民と市の機関とが目的を共有し、互いの役割及び責任に基づいて、信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいいます。

##### (2) 協働の必要性

少子高齢化が進み人口減少時代を迎える中、人々の価値観は多様化し、またライフスタイルも大きく変化してきました。それに伴い、市民や地域のニーズも多様化し、その質が変化している中で、行政が公平で均一的なサービスを提供するというだけでは、ニーズに対応することが難しくなっています。

現在の社会状況において公共の範囲が拡大し、行政だけでは担いきれない状況の中で、行政内部への市民、市民活動団体の人材登用や、公共サービスの市民活動団体への委託、市民活動団体が行う公益的活動の促進・支援など、市民が主体的に公共サービスの担い手となる新しい公共の取り組みが活発化してきています。

このような中、自治会等の地域コミュニティ、NPOや市民活動団体などのテーマコミュニティ、企業や大学などさまざまな公共・公益活動の担い手が、それぞれの立場で新しい公共を担い、協働することで、持続可能な公益活動を推進し、暮らしやすいまちをつくっていくことが求められています。自治基本条例においても、お互いの得意分野を活かして、協働のまちづくりを進めるなどを定めています。



### (3) 協働に期待される効果

#### ① 市民（個人としての市民）にとっての効果

- ・多様で柔軟な市民サービスを受けることができます。
- ・市民活動が活発化することにより、市民の社会参加の機会が広がります。
- ・社会参加することによる社会貢献の実現が、生きがいづくりへつながることが期待できます。
- ・自らの多様な知識や経験を市政に反映することができます。
- ・地域の課題に取り組むことにより、市民自治への意識の向上が図られます。

#### ② 協働の相手（市民活動団体等）にとっての効果

- ・市の機関との役割分担・責任分担により、社会的使命をより効果的に実現することができるになります。
- ・活動の場や機会が広がり、組織運営の活発化や充実を図ることができます。
- ・市の機関との協働を通じ、活動に対する社会的理義や信用が高まることが期待できます。

#### ③ 市の機関にとっての効果

- ・地域の課題に対応する、市民ニーズに合ったきめ細かなサービスを提供することができます。
- ・協働による取り組みを通じて、事務事業の効率化や職員の意識改革が図られます。

## (4) 協働の現状と課題

### ① 協働の現状

- ・埼玉県内全市町村と春日部市の協働事業について

表 1 平成 18 年度から 23 年度における協働事業数

	春日部市	埼玉県内 全市(平均値)
平成 18 年度	32	17
平成 19 年度	36	22
平成 20 年度	44	25
平成 21 年度	44	28
平成 22 年度	61	32
平成 23 年度	57	30

(※平均値は四捨五入です。)

図 1 平成 18 年度から 23 年度における協働事業数

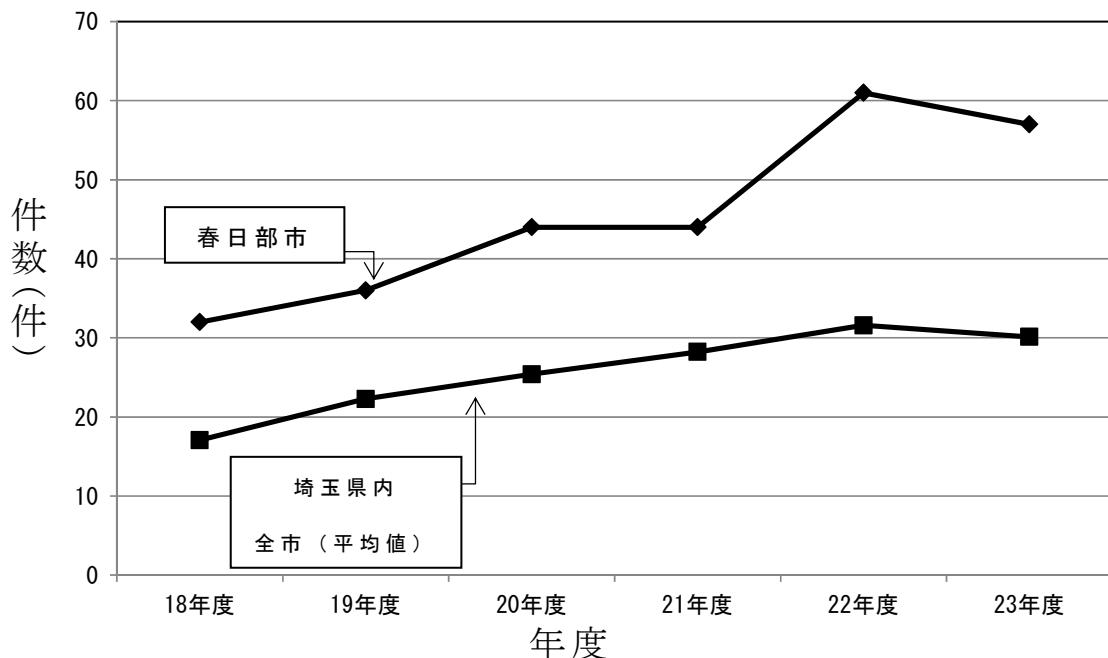


表 1 は平成 18 年度から 23 年度における協働事業数を示しています。表から協働事業数については、平成 22 年度まで緩やかに増加していましたが、平成 23 年度は前年度に比べ減少していることがわかります。また、埼玉県内の全市平均と比較を行うとほぼ同様の傾向となりました。平成 23 年度の減少理由として、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災の影響も考えられます。

図 2 平成 23 年度の協働事業の形態の割合

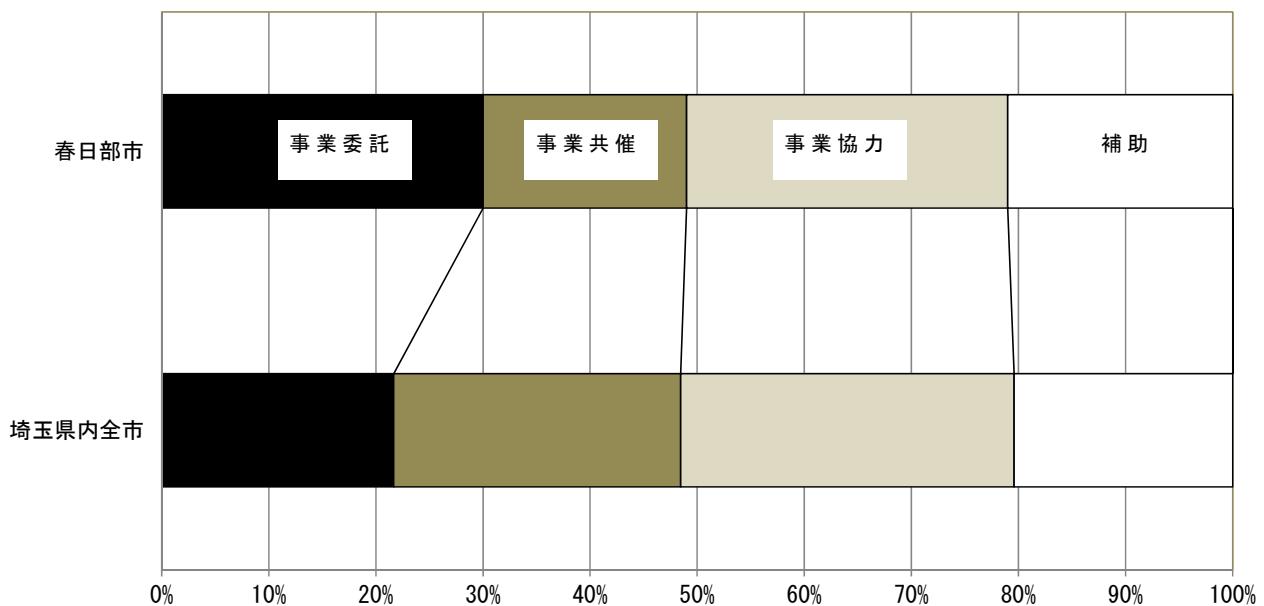


図 2 は平成 23 年度における協働事業の形態の割合を示しています。図から春日部市では、事業委託の割合が埼玉県内の全市平均に比べ高く、事業共催が低いことがわかります。また、事業協力、補助については埼玉県内の全市平均とほぼ同じ割合となりました。

・当市における協働事業の形態について

表 2 平成 18 年度から 23 年度における協働事業の形態

	事業 委託	事業 共催	事業 協力	補助	合計 (件数)
平成 18 年度	3	14	10	5	32
平成 19 年度	4	14	12	6	36
平成 20 年度	6	17	12	9	44
平成 21 年度	6	16	12	10	44
平成 22 年度	4	22	17	18	61
平成 23 年度	17	11	17	12	57

図 3 平成 18 年度から 23 年度における協働事業の形態

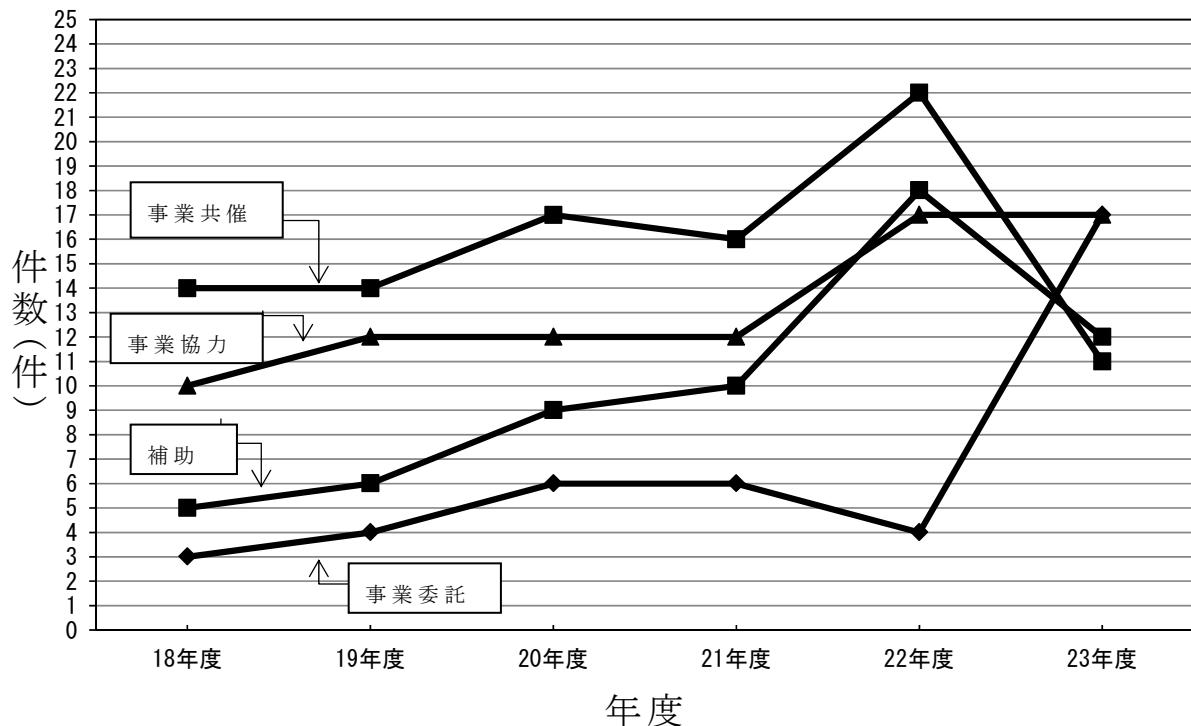


表 2 及び図 3 は、協働事業の形態を示しています。平成 22 年度から平成 23 年度にかけて事業委託、事業協力が増加し、事業共催が減少しています。特に、事業共催については平成 18 年度から 22 年度まで増加の傾向にありましたが、平成 23 年度は事業委託に移行している結果となりました。

＜参考＞ 埼玉県 N P O ・市民活動協働事業調査

## ② 協働を推進するための課題

協働事業数及び協働事業の形態の調査結果から、協働事業数は平成 23 年度に減少しているものの、平成 18 年度からは約 1.8 倍の伸びとなっています。

市内の市民活動団体及び自治会に向けて実施しました「市民参加と協働に関するアンケート調査」では、88%の団体が市と協働したいと回答しており、市と協働する場合に望むことは何かという質問に対しては「十分な意見交換や情報の共有」が最も多い回答結果となりました。また、今まで市と協働していない団体では、その理由として「市と関わりたいが機会がないから」が最も多い回答結果となりました。これは、協働についてのルールが確立されていないため、新たに協働をする手法等が用意されていないこと、現在行っている協働事業が、市民と市の双方が満足して行っているものなのか検証がなされていないこと等も原因と考えられます。

協働によるまちづくりを推進するため、協働についてのルールを確立し、併せて、市民へ向けた情報発信や職員の意識啓発等により、協働事業を推進していくことが求められます。

## (5) 協働を進めるための方針

### ① 市民との情報共有の推進

アンケート調査からは、市と協働する場合に市に望むこととして、情報の共有という回答が多くありました。このため、市の機関は、市政に関する情報や市民活動に関する情報などを積極的に提供し、市民とまちづくりに関する情報を共有することで、市民参加と協働のまちづくりを進めていきます。

### ② 協働しやすい環境づくりの推進

アンケート調査からは、市と一緒に活動したことがない理由として、市と関わりたいが機会がないという回答が最も多くありました。このため、新しい公共の観点から、市民と市の機関が協働して解決していくことが望ましい課題について、企画立案の段階から十分な協議を行うなど、多くの市民が協働しやすい環境づくりを進めます。

### ③ 行政活動を知る仕組みの構築

市民と市の機関の協働を進めるにあたり、行政活動について市民が十分理解する必要があります。理解が深まることにより、市民にとっては、どのような事業であれば協働できるか、どのような形なら協働できるかなどを判断することが可能になります。このため、市民が行政活動の内容やルールを知る仕組みを構築すると共に、わかりやすく説明していきます。

### ④ まちづくり意識の啓発及び人材の育成

市民がまちづくりの主体として、協働について理解し、身近なまちづくりの課題の解決に積極的に取り組んでいくという意識の醸成が必要です。また、まちづくりには多くの人材を確保することが必要になるため、まちづくりの担い手として、人材の育成に努めます。

### ⑤ 協働の推進体制の充実

協働事業を推進するために、市の機関内における連携を強化するとともに、研修等を通じて職員の意識啓発を図ります。

## (6) 協働の推進に向けた取り組み

### ① 市民との情報共有の推進

#### ◆市の機関の取り組み

市の広報、ホームページ、市民活動センターなど様々な情報提供手段を活用し、協働に関する情報を提供していきます。

#### ◆市民と市の機関の取り組み

市民活動センターにお互いの情報を集約するよう努めます。

### ② 協働しやすい環境づくりの推進

#### ◆市の機関の取り組み

協働に関するコーディネーターを養成し、協働の推進に活用していきます。

#### ◆市民と市の機関の取り組み

ワークショップなどの開催を通じて、市民が地域の課題解決に向けて発言しやすい機会を増やします。

### ③ 行政活動を知る仕組みの構築

#### ◆市の機関の取り組み

協働するために必要な行政活動の内容やルールについて、市民向けの講座などを開催します。

#### ◆市民と市の機関の取り組み

市の出前講座などを積極的に活用します。

### ④ まちづくり意識の啓発及び人材の育成

#### ◆市の機関の取り組み

市民の社会貢献活動への参加意識を高めるための講座や、協働の担い手となる市民が育つための研修会などを開催します。

#### ◆市民と市の機関の取り組み

市民同士が交流する機会となる市民活動の発表会などを開催し、関連する市の機関も積極的に参加するよう努めます。

### ⑤ 協働の推進体制の充実

#### ◆市の機関の取り組み

府内で組織する市民参加推進委員会を通じて、協働事業を推進していきます。また、研修会などにより、職員が協働について理解を深める機会を増やします。

## (7) 協働を進めるための市民活動のあり方

### ① 市民（個人としての市民）が取り組むこと

市民活動は、個々の市民の自主性に基づいて行われることが大切です。一人ひとりがまちづくりの一員としての自覚を持ち、積極的に市民活動に参加するとともに、市民活動についての理解を深め、協力して課題解決に取り組むことが求められます。

### ② 市民活動団体が取り組むこと

市民活動団体は、様々な分野で自主的な取り組みを行っていますが、個々の団体だけで活動することなく、他の団体とも連携・協力しながら活動することが大切です。また、社会的使命を持って活動するとともに、自らの団体活動に関する情報などを積極的に提供し、広く市民に理解が得られるよう努めることが求められます。

### ③ 市民活動センターが取り組むこと

#### ◆ 人材育成

市民と市の機関との協働による市民活動センターの運営を実現するため、運営パートナー制度を実施し、市民活動センター広報誌の企画・作成、印刷室での印刷機器の市民への指導、情報コーナーでの市民活動情報の発信、イベント・講座等の企画・実行を協力して行います。

また、ボランティアや市民活動を始めたい人、興味がある人を対象に、市民活動入門講座や市民活動団体との交流会などを開催し、市民活動への参加意識を高めます。

#### ◆ 職員の意識啓発

職員を対象とした研修会を実施することで、職員が市民活動や協働についての重要性を認識し、協働の相手となる市民活動団体などの特性や、対等なパートナーであるとの理解を深めるなど、職員の意識改革に努めます。

また、市の機関に協働事業の評価制度を導入し、目標達成度や協働形態の妥当性などを職員が評価することで、協働を意識した事業展開を行えるようにします。

#### ◆ 協働事業に参加しやすくなるための情報発信

市民活動センターが中心となって、市の機関内におけるボランティア募集、協働で行う事業などの情報や、市民活動団体の活動情報を収集・整理し、市民活動センターホームページや情報ファイル、広報誌などを通して広く発信することで、協働事業への参加を推進します。

## ◆ 協働を担う個人や団体間の協力や連携の促進

市民活動団体間の交流や情報交換の場として、利用者交流会を開催します。

また、市民活動団体が活動内容の発表や会員募集など、団体情報の発信や活動する仲間を募る場として、市民活動見本市、市民活動フォーラムなどの各種イベントを開催し、参加団体間の協力や連携の促進を図ります。

## ◆ マッチング機能の整備

協働したいと考えている多様な主体（市の機関、市民活動団体、企業、教育機関など）の相談に応じ、適した協働相手の紹介や、協働の形態などについてのアドバイスを行い、中間支援組織として中立的な立場で、それぞれの活動を支援することで、協働事業の円滑な実施につなげます。

## 2 協働事業の推進方法

### (1) 協働の基本原則

市民と市の機関は協働を進めていくために、お互いに次の基本原則を理解することが必要です。

#### ① 目的の共有

市民と市の機関は、何のために協働するのかという目的を明確にし、共有します。

#### ② 対等性・自立性の尊重

市民と市の機関は、上下関係ではなく対等な関係であるとの認識に立ち、お互いの特性が十分に發揮されるように、対等性・自立性を尊重します。

#### ③ 信頼関係の構築

市民と市の機関は、よりよい協働関係を形成するため、お互いの立場や特性を理解し、信頼関係の構築に努めます。

#### ④ 役割・責任の明確化

市民と市の機関は、共通する課題の解決に向けて、あらかじめ適切な役割分担を行い、役割に応じて責任を分担することを明確にします。

#### ⑤ 透明性の確保

市民と市の機関は、協働事業を円滑に進めるため、情報の共有や積極的な公開に努めることにより、透明性を確保します。

### (2) 協働の担い手

協働を担う相手である市民は、次のとおり、市民（個人としての市民）、NPOをはじめとする各種団体、企業、教育機関の4つの主体を想定します。

#### ① 市民（個人としての市民）

市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人

#### ② NPO・コミュニティ組織をはじめとする各種団体

《目的型組織》

NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体など、社会的な課題を解決するために、営利を目的としない活動をしている団体

### 《地域型組織》

自治会、老人クラブ、子ども会、PTAなど、住みよい地域社会を築くために地域内で組織されている団体

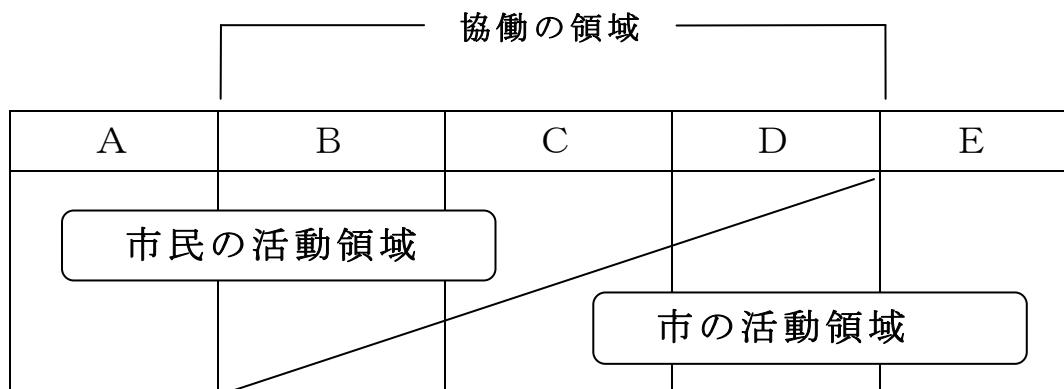
### ③ 企業

企業や商店などの事業者、商工会議所などの団体

### ④ 教育機関

大学、高等学校、専門学校など

## ( 3 ) 協働の領域



A : 市民の主体性と責任のもとに行う領域

B : 市民が主体的に行い、市が参加・支援する領域（補助、後援、事業協力）

C : 市民と市が対等な関係で事業を行う領域（共催、実行委員会、事業協力）

D : 市が主体的に行い、市民が協力・参加する領域（委託、事業協力）

E : 市の主体性と責任のもとに行う領域

※協働の領域（B～D）では、相互の役割分担や責任の範囲等を明確にし、自立的な意思と合意に基づいて協働することが求められます。

#### (4) 協働の形態

協働事業を実施する形態として、次のようなものがあります。事業の内容に応じて、最も効果的な形態で、協働を実施することが重要です。

##### ① 委託

概要	市の機関が実施責任を負う事業（公共サービス）を、市民に委託して事業を行う形態。
効果	・協働の担い手が持つ創造性・専門性・先駆性などが發揮されることで、市民ニーズに対応したサービスを提供できます。
留意点	・協働の効果が發揮されるような事業選択が求められます。 ・業務委託として、事業の丸投げにならないような進め方が必要です。 ・当該事業を履行できる団体が、特定団体に限られる場合は、その理由を明確にすることが必要です。

##### ② 補助

概要	補助は、一般的には「特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、相手方から対価を受けないで支出するもの」ですが、協働の観点から市民と市の機関が、共通の目的を達成するために公金を配分する形態も含めます。
効果	・市民ニーズに対応した多様なサービスを効果的に提供できます。 ・協働の担い手が持つ専門的な知識や技術が活用できます。
留意点	・継続的な資金の提供は、依存体質を助長することも考えられるので、協働の担い手の自主性や自立性を損ねないよう配慮が必要です。 ・共通の目的を達成するための補助であり、単なる財政支援ではないという双方の認識が大切です。

##### ③ 共催

概要	市民と市の機関が共同して講演会や講習会などのイベント等の企画や運営、実施に当たり事業を行う形態。
効果	・双方が持っている情報や専門的知識を活かした事業展開ができます。 ・市民意見を反映した事業が実施できます。
留意点	・事業目的の明確化や情報の共有を図ることが必要です。 ・どちらかに依存することがないように注意が必要です。 ・相互の役割分担・責任の範囲等について明確にすることが大切です。

## 後援

概要	市民が実施責任を負う事業に対して、市の機関が後援という形式で名前を連ねて事業を行う形態。
効果	・名義後援などにより信用度が高まり、事業効果につながることが期待できます。
留意点	・団体そのものではなく、団体の行う事業に対する後援であるので、事業内容での判断が必要です。

## ④ 実行委員会

概要	市民や市の機関など、その事業の実施責任を担う人々が集まった組織が主催者となり事業を行う形態。
効果	・構成員の特性や能力を活かした進め方が可能になります。 ・地域住民に身近な事業となることが期待できます。
留意点	・相互の役割分担・責任の範囲等について明確にすることが大切です。 ・構成員が長期間にわたり固定化すると、活動そのものが停滞する場合があるため、状況に応じて組織の見直しをすることも必要です。

## ⑤ 事業協力

概要	市民と市の機関が協力して、一定期間、継続的に事業を行う形態。一方が主導的に実施する事業に対して他方が補完的に協力するものや、両者が共同で実施するものなど、様々な形態が考えられます。
効果	・構成員の特性や能力を活かした進め方が可能になります。
留意点	・相互の役割分担・責任の範囲等について明確にすることが大切です。 ・十分な話し合いにより、事業の目的や情報の共有化を図ることが必要です。

## （5）協働に適した事業

協働に適した事業とは、協働の領域において市民と市が協力して事業を実施することで、市民へのサービスの質が高まる事業で、次のような性質を有する事業が協働に適していると考えられます。

### ① きめ細かく柔軟に対応する必要がある事業

個々の実情に応じて、きめ細かく柔軟に対応することが求められている事業については、協働によって、具体的なニーズに対応した、より満足度の高いサービスの提供が期待できます。

（具体例：子育て支援事業、高齢者支援事業、障害者支援事業など）

### ② 多くの市民の参加や協力を求める事業

多くの市民がスタッフやボランティアとして参加できる事業については、協働することにより、事業の普及啓発が期待できます。

（具体例：イベント、講演会、啓発事業など）

### ③ 地域の実情を踏まえて実施する事業

地域に根ざした活動を行う主体と協働することで、地域の実情に合った事業を実施でき、地域の活性化も期待できます。

（具体例：地域防災・防犯、環境保全、子どもサポートなど）

### ④ 協働の担い手が当事者となって主体的に活動する事業

サービスを必要としている人々が、自らそのサービスの提供者となって、活動していることがあります。こうした主体と協働することにより、市民ニーズに対応したサービスが可能となり、高い事業効果が期待できます。

（具体例：地域防災・防犯、コミュニティづくり、地域の美化活動など）

### ⑤ 特定の分野における専門性やノウハウが必要とされる事業

特定の分野を対象に継続的に活動を行っている主体は、その活動分野における専門知識やノウハウを蓄積しています。こうした主体と協働することにより、市には発想を盛り込んだ効果的な事業が期待できます。

（具体例：調査研究、生涯学習推進、文化事業など）

## ⑥ 先駆的な事業

これまで市が取り組んだことのない先駆的な活動を行っている主体との協働は、新たな市民サービスの提供が期待できます。  
(具体例：地域再生、IT普及事業など)

## (6) 協働の主体の役割

協働を適切に推進していくために、それぞれの協働の主体に期待される役割や立場があり、主なものをあげると次のとおりです。

### ① 市民（個人としての市民）

- ・地域社会の一員として、自らができるを考え、公益的な活動や市政に自主的に参加するよう努めるものとします。

### ② NPO・コミュニティ組織をはじめとする各種団体

- ・自らの使命と責任において、団体の特性を活かした活動を推進し、広く市民に理解されるよう努めるものとします。
- ・対話を重んじ、民主的な運営を行うよう努めるものとします。
- ・他団体とネットワークを築きながら団体活動を広げるよう努めるものとします。

### ③ 企業

- ・地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。
- ・地域活動などに積極的な活動支援（資金・技術・ノウハウの提供など）をするよう努めるものとします。

### ④ 教育機関

- ・地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。

### ⑤ 市の機関

- ・必要な情報を積極的に提供するよう努めるものとします。
- ・協働事業に多くの主体が参加できるような、協働のしくみづくりに努めるものとします。
- ・公益的な活動を行う団体の自主性・自立性を尊重した協働事業の推進に努めるものとします。

## (7) 協働事業の進め方

協働事業の進め方は、事業の内容によって様々ですが、次に示す標準的な進め方を参考にして、市民と市の機関がそれぞれの段階で十分に話し合いながら進めていくことが大切です。

### 《協働事業の手順》

#### ① 協働事業の検討

##### 協働に適した事業の検討及び決定

〈新たな協働事業の場合〉

- ・市の機関が実施すべき事業か
- ・予定する協働事業に市民のニーズがあるか
- ・協働によって、柔軟性・機動性・専門性などを発揮したサービスを提供できるか
- ・協働する場合の費用と市の機関が直接実施する場合の費用の比較 など

〈既存事業の協働化の場合〉

- ・協働によって、より市民ニーズにあったサービスの提供ができるか
- ・協働によって、サービスの質・量が高まるか
- ・実施方法は効果的か など

##### 【検討の際の参考事項】

- ・協働の基本原則 (P 22)、協働の領域 (P 23)
- ・協働に適した事業 (P 26~27)

#### ② 協働形態の選択

##### 効果的・効率的な協働形態の選択

- ・事業の内容や性質、目的等に応じて適切な協働形態を選択する。
- ・協働の形態は、一つの事業に複数の形態をとることもある。

##### 【選択の際の参考事項】

- ・協働の形態 (P 24~25)

### ③ 協働の担い手の選定

#### 適切な協働の担い手の選定

- ・協働の担い手の選定は、活動内容、実績、公益性、事業遂行能力、安定性、財務状況、組織体制などを基準にし、適切な協働の担い手を選ぶ。

〈選定の際の留意点〉

- ・公平性の確保
- ・事業遂行能力の確認
- ・事業目的の共有化
- ・目的達成のための相互協力の意思
- ・事業における責任 など

#### 【選定の際の参考】

- ・協働の担い手 (P 22~23)
- ・NPOをはじめとする各種団体の情報 (市民活動センター)  
協働意向のある団体の情報

### ④ 協働事業の実施

- ・市民と市の機関が目的達成のため、情報を共有しながら、お互い連携協力して事業を実施する。

### ⑤ 協働事業の評価

#### 事業実施後の評価

〈評価項目〉

- ・目標達成度
- ・費用対効果
- ・採用した協働形態の妥当性
- ・協働相手の妥当性
- ・情報交換など意思疎通度 など

### ⑥ 協働の継続・協働内容の見直し・協働の担い手の見直し